

## 青森県データ活用部会運営支援等業務に係る企画提案競技実施要領

### 1 趣旨

この要領は、青森県データ活用部会運営支援等業務に係る企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

### 2 内容

- (1) 件名  
青森県データ活用部会運営支援等業務
- (2) 委託業務内容  
別添「青森県データ活用部会運営支援等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和9年3月19日(金)まで
- (4) 提案の上限額  
10,890,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

### 3 参加資格

- (1) 次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。
  - ア 青森県内に事務所又は事業所を有する法人若しくは個人事業主であること。
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。
  - ウ 参加申込みの日において、会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
  - エ 参加表明書の提出期限から受注者確定の日までの期間、本県の「物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領」(平成12年1月21日付け青管第912号)の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。
  - イ 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力を利用したと認められる者。
  - ウ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の

対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者。

エ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者。

オ 暴力団員と交際していると認められる者。

カ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められる者。

キ その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められる者。

#### 4 企画提案競技参加表明書の提出

- (1) 企画提案競技に参加する者は、次の書類を提出すること。  
参加表明書（様式1）
- (2) 提出期限  
令和8年5月18日（月）午後5時まで
- (3) 提出先  
下記12のとおり
- (4) 提出方法  
電子データ（PDF形式）により提出すること。

#### 5 企画提案書の提出

- (1) 提出書類  
企画提案書・見積書及び積算内訳書作成に当たっては、仕様書を確認の上、別添「青森県データ活用部会運営支援等業務に係る企画提案競技評価項目及び評価基準」に基づいて、記載すること。

##### ア 企画提案書

企画提案書には、下記（ア）～（ウ）について記載すること。特に、（イ）については、重点的に評価することから具体的に記載すること。

##### （ア）実施体制

仕様書に定める業務の遂行にあたり、どのような人員体制・連絡体制を予定するか、その実施体制についての資料を作成すること。なお、業務項目ごとに異なる体制となることが想定される場合は、分けて記載すること。

また、資料作成にあたっては、具体の従業員氏名などは必要としないが、想定される人員の在籍所属や役職等はできるだけ記載すること。

##### （イ）自治体におけるデータ共同利用をテーマとした調査検討支援に係る提案

下記のテーマについて調査検討を行う場合のプランを提案するとともに、当該プランに基づき、下記のポイントを踏まえた調査資料を作成し提出すること。

##### 【テーマ】

既存の道路除排雪管理システムの導入を検討するための比較調査（主要ベンダー3社程度）

##### 【主な調査項目】

- ① ベンダー各社の概要

- ② 提供サービスの主な仕様
- ③ 提供サービスの特徴、他社との比較優位性
- ④ その他、比較検討に有用と考えられる情報

【提出資料のポイント】

- ・概ね10ページ程度でまとめること。
- ・内部での調査検討資料として用いることを想定し、内容が分かりやすく、可読性及び視認性が高い体裁とすること。

(ウ) データ活用部会運営支援に係る提案

仕様書の4(3) データ活用部会運営支援を参照のうえ、下記のポイントを踏まえたデータ活用部会運営支援のプランを提案するとともに、(イ)の調査資料をベースとしたサンプル資料を提出すること。

【プランのポイント】

- ・(ア) 実施体制に基づき、どのような体制・方針で部会運営を支援できるか記載すること。
- ・部会運営にあたり、有効となる知見やノウハウを有しているか記載すること。(類似業務の実績を有する場合は、適宜記載してよい)

【サンプル資料のポイント】

- ・県及び市町村職員 50~60 名が参加する部会において資料を大画面モニターに映して使用することを想定すること。
- ・15~20 分程度で説明することを想定し、数ページ程度に要約された資料とすること。
- ・(イ)の調査結果をベースとし、重要な箇所がまとめられていること。
- ・対外的な調査検討資料として用いることを想定し、内容が分かりやすく、可読性及び視認性が高い体裁とすること。

イ 見積書及び積算内訳書

仕様書の「4 委託業務の内容」に沿って、費用の積算内訳を記載した見積書を提出すること。

(2) 企画提案書の体裁等

企画提案書の様式は任意とするが、サイズは日本産業規格 A4 横サイズとすること。なお、全体のページ数に上限は設けないが、書類審査を適切に行えるよう構成などに配慮すること。特に、(1) ア(イ)及び(ウ)については、各項目で定めているページ数にまとめること。

(3) 提出時の添付書類

会社名、代表者名、担当者の所属、担当者名、電話番号及びメールアドレスを記載した送り状を添付すること。

(4) 提出期限

令和8年5月20日(水)午後5時まで

(5) 提出先

下記12のとおり

(6) 提出方法

電子データ(PDF形式)により提出すること。

なお、電子メール1通あたりの容量が10MBを超える場合は添付ファイルの受

領ができない場合があるため、クラウドサービス等により提出すること。

(7) その他

企画提案書提出後の差し替え・修正は一切認めない。ただし、発注者から書類の不備を指摘された場合には、差し替え・修正について速やかに対応すること。

## 6 企画提案に係る質問

- (1) 質問については、質問書（様式2）により、下記12のアドレスへ電子メールにより提出すること。
- (2) 企画提案に関する質問のみ受け付ける。審査方法等に関する質問については、受け付けない。ただし、一般的事項に関しては随時、電話や電子メールにより照会して差し支えないこととする。
- (3) 質問の受付は、令和8年5月12日（火）正午までとする。
- (4) 質問に対する回答については、令和8年5月14日（木）までに質問者に回答するほか、青森県庁（DX推進課）のホームページに質問者名を伏せて掲載する。  
ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者へのみ回答する。

## 7 企画提案競技審査

- (1) 企画提案の審査を公正に行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定するため、審査委員会を設置する。
- (2) 企画提案競技は、提出された企画提案書による書類審査の方式で行う。
- (3) 上記(1)における審査項目及び配点については、別添「青森県データ活用部会運営支援等業務に係る企画提案競技評価項目及び評価基準」に定める。
- (4) 審査の結果、最も総得点の高い提案者を本提案競技の最優秀提案者とする。次に総得点の高い提案者を優秀提案者とする。
- (5) 複数の提案者が最高総得点で並んだ場合、優先評価項目の総得点が高い提案者を最優秀提案者とする。
- (6) 審査結果については、全ての提案者に対して通知する。

## 8 契約

- (1) 企画提案競技審査において最優秀提案者となった者を受注候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。
- (2) 上記(1)の協議が調わない場合には、優秀提案者を受注候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。
- (3) 上記(2)の契約を締結する際、提案者が発注者との協議を経ることなく企画提案の内容を大幅に変更した条件を提示したときは、その提案者と契約を締結しない場合がある。

## 9 失格要件

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき
- (2) 提案者が本企画提案競技に対して2以上の提案をしたとき
- (3) 提案者が第三者（再委託先を除く）の提案の代理をしたとき
- (4) 書類に重大な不備があった場合又は指示した事項に違反したとき
- (5) 見積額が「2(4)提案の上限額」を超えた提案であるとき
- (6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (7) 青森県職員又は本企画提案競技の関係者に対して、本企画提案競技に関わる不正な接触の事実が認められたとき
- (8) 企画提案競技審査に関する不当な要求等を申し入れたとき
- (9) 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じたとき

## 10 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技への参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 企画提案書は、他の提案者に対して非公開とする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行う場合がある。

## 11 スケジュール

公告	令和8年5月1日（金）
質問書提出期限	令和8年5月12日（火）正午
質問書に対する回答通知	令和8年5月14日（木）まで
参加表明書提出期限	令和8年5月18日（月）午後5時
企画提案書提出期限	令和8年5月20日（水）午後5時
審査委員会による書類審査	令和8年5月25日（月）
審査結果の通知	令和8年5月27日（水）

## 12 本企画提案競技に関する事務を担当する部署・連絡先等

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県総合政策部DX推進課 暮らし・行政DXグループ 北川

TEL 017-734-9163

E-mail [dxsuishin@pref.aomori.lg.jp](mailto:dxsuishin@pref.aomori.lg.jp)